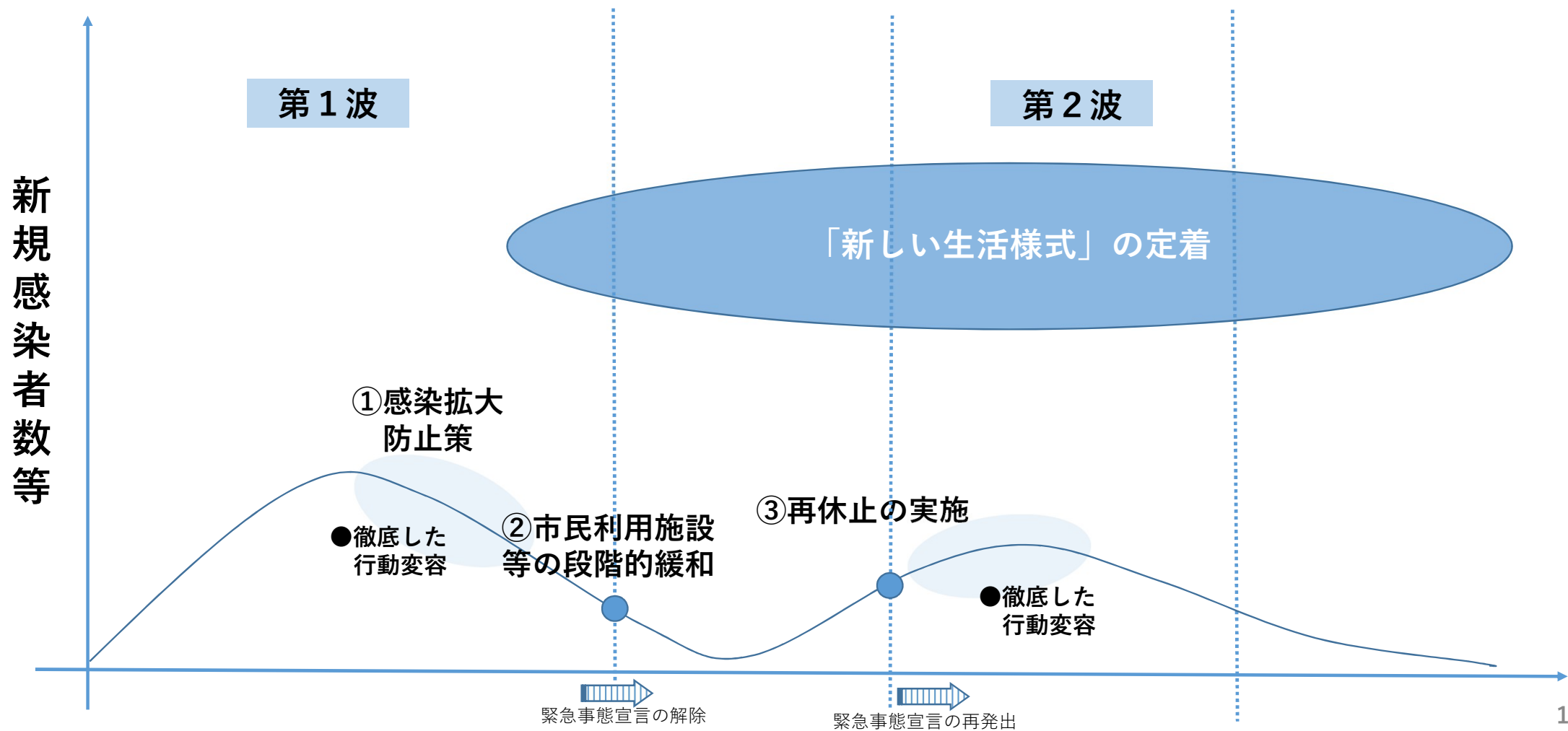


市民利用施設の再開等について（案）

資料5



再開・休止に向けた考え方

- 市民の生命、安全、健康を守ることを第一に考えて行う。
- 県の緊急事態措置や感染症防止対策を踏まえるなど、県と連携していく。
- 施設等の再開、休止については、施設等を各段階ごとに区分し、埼玉県の外出自粛等の検討の目安及び県の緊急事態措置等を踏まえて準備する。
- 各施設等の段階的な緩和について
段階1（文化施設・美術館・図書館）：県の緊急事態措置の緩和、市民利用施設等の再開の目安（緩和）をもとに再開の準備をする。
- 段階2（クラスター未発生施設）：県の要請をもとに再開の準備をする。
- 各施設の段階的な休止について
段階ごとの休止：県の要請、市民利用施設等の休止の目安（再休止）をもとに休止の準備をする。
- 段階0の休止：県の緊急事態措置、市民利用施設等の休止の目安（再休止）及びクラスターの発生状況をもとに休止の準備をする。
- ※再び休止する際は、県の要請内容、感染防止策の要請、施設の特性などを総合的に判断して実施する。
- ※特定施設でクラスターが発生した場合は、その施設並びに同種の施設を休止する。
- 施設等の利用にあたっては、適切な感染症防止対策を講じる。その対策の範囲内において、利用者数や利用範囲などを確認し、施設等の特性・状況に応じて適切な利用環境を整えていく。
- イベントの規模については、国等の通知を参考に判断する。
- ※今後、国、県の動向を見て、適宜見直しを図っていく。

市民利用施設の段階的な緩和措置について

現状
段階0

●休止している市民利用施設 330施設の休館

・公園（散歩等に利用）

段階1

●住民の健康的な生活を維持するための施設の再開

・図書館、博物館 ・文化施設（展示施設）

段階2

●クラスター歴がなく、3つの密が重なりにくい施設の再開

・公民館、集会所
・福祉施設、子育て支援施設
・各区役所多目的室
・スポーツ施設
・その他の施設

・コミュニティセンター、市民活動施設
・環境施設・市民保養施設
・文化施設（貸館、ホール）
・公園（スポーツ施設等）

適切な感染予防策を講じたうえで、全面緩和

※学校は、対象外となります。

【参考】東京都は、2週間単位をベースに評価し、段階的に緩和していく

※貸館、ホール等の民間事業者への対応は個別に行っていく

市民利用施設等の再開・休止の準備の目安について

●5月24日時点の数値

判断指標	指標項目	目安となる数値		指標の考え方
		さいたま市		
		緩和	再休止	
感染 (疫学的) 状況	①新規陽性者数	< 1.5人/日	2人/日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況を把握・感染拡大の兆候を察知 ・第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定 ・クラスター発生は除く
	②新規陽性者における接触歴等不明率	< 25%	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市中感染の拡大状況を把握 ・新規陽性者のうち接触歴不明者が25%未満であること目安として設定し、補助的な指標とする
	③週単位の陽性者増加比	< 1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者数の直近の増減傾向を把握する補助的な指標とする（1未満＝減少傾向、2以上＝倍加）
医療 提供体制	④重症患者数	(5/24時点) 0人		<ul style="list-style-type: none"> ・ICU等又は人工呼吸器管理ができる病床数と比べることで、利用状況を把握する補助的な指標とする
	⑤入院患者数	(5/24時点) 14人		<ul style="list-style-type: none"> ・確認時点での確保病床数と比べることで、利用状況を把握する補助的な指標とする
モニタリング (監視体制)	⑥PCR検査の陽性率	(5/24時点) 0.2%		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な検査体制を前提として、新規感染者の動向を把握するための補助的な指標
	⑦受診相談窓口における相談件数	(5/18~5/24) 815件		<ul style="list-style-type: none"> ・患者数の増減など、感染の兆候を察知する補助的な指標とする

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとにさいたま市（約130万人）の人口で算出

※①の数値を県に換算すると緩和は1.5人/日×6×7＝63人 再休止 2.0/日×6×7＝84人

（①②⑥は7日間移動平均で算出）

感染防止対策事例について

I 今後の再開に向けて

- 市民利用施設及び市主催イベントについては、各段階ごとに適切な感染症防止対策を取ったうえで準備が整い次第順次再開する。
- 利用は、感染症防止対策の講じられる範囲とする。
- 「各局資料に基づく感染症防止対策の留意事項」のほか、国が示す新しい生活様式・各種ガイドラインに留意する。

II 各局資料に基づく感染症防止対策の留意事項

1 屋内施設等(社会福祉施設・コミュニティセンター等)における感染症防止事例

(1) 換気を励行する対策の実施

- 室の開放による換気促進のための注意喚起
- (新) 出入口を常に開放する(気象条件などから開放が困難な場合は、利用を許可しない・中止するなどの対応を検討する)
- (新) 扇風機を回す
- (新) 送迎バスは、走行中の換気

(2) 人の密度を下げる対策の実施

- 利用(入場)人数の制限
- 利用時間の制限
- パーテーションの設置(間隔確保が困難な場合)
- イスを対面に設置しない(間隔確保が困難な場合)
- (新) レストラン・レストルームの席間隔をあける
- (新) 貸室において、定員の半分まででの利用の徹底をお願いする
- (新) 入場や滞在時間の制限をする

(3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける対策の実施

- 利用目的の制限(カラオケ・コーラス等を禁止)
- 身体接触のあるスポーツの制限
- (新) スポーツ中に大きな声で会話、応援を行わないよう周知

- (新) 会話をする際にはマスクを着用するよう周知
- (新) 指導者等が参加者と対面での作業が必要な場合はフェイスシールドの装着も考慮する

(4) 一般的な感染症対策の徹底的な実施

- 手指消毒、咳エチケット(マスク)等
- 施設の消毒等
- (新) 定期的な施設の消毒の実施
- (新) 手指消毒剤の設置
- (新) 飛沫防止シートの設置
- (新) キャッシュレスの促進
- (新) 入口にて検温の実施
- (新) 水分補給以外の飲食の禁止(ただし、熱中症、低血糖症対策として、塩分、糖分の摂取は可とする)
- (新) 使用できるおもちゃの制限(児童館)
- (新) 市民利用施設や市主催イベントでは感染者発生時に備え、参加者リストを作成し、保存しておくこと

2 屋外施設等(公園等)における感染症防止事例

- 併設された更衣室、受付事務所等について屋内施設に準じた感染症予防対策を実施
- (新) 運動、スポーツの種類に関わらず、十分な距離の確保する

3 その他

- (新) 高温多湿の時期を迎え、感染症対策と同時に熱中症対策も同時に考慮する

【凡例】

- : 第1回さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で確認した対策例
- (新) : 専門家の意見及び各区局からの新たな対策例

【参考】埼玉県資料外出自粛等の解除の検討の目安について

この目安を基に専門家会議の意見を伺い総合的に判断する

分類		新規陽性者数 (集団感染分を除く)	孤発割合 (週30人以上の場合)	重症ベッドの 占有率	東京都の感染者数
県民への 要請	外出自粛	週20人以下	25%未満	50%以下	週100人以下
事業者への 要請	博物館・美術館・図書館	週50人以下	30%未満	50%以下	週100人以下
	クラスター未発生の施設 (劇場、映画館、集会場等)	週20人以下	25%未満	50%以下	週100人以下
	特段の留意が必要な自粛要請施設★ (ナイトクラブ、スポーツジム等)	週10人以下	20%未満	50%以下	7日連続10人以下

★…60日連続で感染経路になっていない場合

【参考】埼玉県外出自粛等の再要請の検討の目安について

この目安を基に市の専門家の意見を伺い総合的に判断する

分類		埼玉県の感染者数	東京都の感染者数	
県民への要請	外出自粛	週100人以上☆	週200人以上	
事業者への要請	博物館・美術館・図書館	週120人以上☆	週240人以上	
	クラスター未発生の施設★ (劇場、映画館、集会場等)	週100人以上☆	週200人以下	
	特段の留意が必要な自 粛要請施設★	水泳場など運動施設	週70~100人以上☆	—
		スポーツジム、ヨガ等		
ナイトクラブ、カラオケ等				
	酒類提供時間制限	週70人以上☆	週100人以上	

★感染経路であることが明らかになった場合、新規陽性者数等に関わらず速やかに再要請を検討。

☆重症ベッドの占有率が50%を超えている場合は、2/3倍にする。